## 第19回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成30年12月25日、午前9時30分、農業 委員を足利市役所に召集し、第19回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
1 0	亀田幸雄	1 1	仙田光男	1 2	桐生さとみ
1 3	清水 茂	1 4	赤坂安一	1 5	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 森山好昭、次長 川田和之、主幹 足立 純、主任 若井武敏

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長 報告いたします。ただいまの出席委員は全員であります。

本日の議事日程について報告いたします。

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長 専決処理について

日程第3 議案第1号から議案第6号について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地所有適格法人の承認申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの 協議について

以上であります。

議長

ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達して おりますので、これより第19回足利市農業委員会を開会いたします。

【午前9時26分 開会】

議長 報告事項について、次長より報告をいたさせます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

4番 藤生正浩委員、11番 仙田光男委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は両名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局 長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。

1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が3筆、面積が1, 121 ㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が24件、筆数が38筆、面積が14, 151. 31 m<sup>2</sup>となっております。

合計いたしまして、件数が27件、筆数が41筆、面積が15, 272. 31 m<sup>2</sup>となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから8ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。。

以上報告いたします。

ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の9ページをお開き下さい。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明い

たします。

1番、申請地は奥戸町地内の畑、面積550㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なため取得したいで、譲渡理由は、高齢のため経営規模を縮小したいというものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の53ページをご覧下さい。1番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が 載せてございます。

9ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は福居町地内の畑、面積357㎡ほか1筆、計905㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利なため取得し経営規模を拡大したいで、 譲渡理由は、高齢のため経営規模を縮小したいというものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の55ページをご覧下さい。2番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が 載せてございます。

以上よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成30年12月14日、金曜日、午前8時30分から、調査 班は森山委員を班長といたしまして、小山委員、清水委員、私の4名で調査を 行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請地の自作地の現地確認については、事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

申請地は譲受人の自宅に近く、耕作をするのに利便性が良く、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認した ため、許可相当と判断いたしました。 以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。 議長

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番 1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日と調査班は1番と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので 省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものでありま

申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請地の自作地の現地確認につい ては、事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けま したので、省略させていただきます。

申請地は譲受人の自宅と自作地に近く、耕作をするのに利便性が良く、周辺 農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認した ため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。 議長

【意見なし】

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。 議長

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

> 続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

議案書の10ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明い たします。

1番、申請地は、県町地内の田、面積122㎡ほか1筆、計488㎡です。 施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル144枚を245㎡に 設置する予定です。

申請理由は、申請地の面積が狭く不整形で営農がしづらいため、農地の有

4

主幹

効利用と売電のため、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法4-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の57ページをご覧下さい。1番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。58ページに位置図と公図、59ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。 それでは10ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は小曽根町地内の畑、面積143㎡ほか2筆、計396㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル160枚を268㎡に 設置する予定です。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため、太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法4-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の60ページをご覧下さい。2番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。 6 1 ページに位置 図と公図、6 2ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

続きまして10ページをお開きください。

3番、申請地は小曽根町地内の畑、現況 宅地、面積525㎡です。

施設の概要は農業用倉庫用地で、農業用倉庫2棟延べ床面積200㎡です。申請理由は、平成10年に就農し、平成29年から農地所有適格法人を立ち上げ、主にネギを中心に生産・加工しているが、年々増加する出荷量に保管場所等が対応しきれないため、申請地を転用し、農産物の保管と選別・加工および肥料等の保管できる農業用倉庫を建築したいで、農地区分は第2種農地で、備考としまして、都市計画法29-1-2 農業用施設のため適用除外、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 農業用施設です。

なお、現地は既に建物が建築済の状態で、今回是正のための転用ということで、始末書が添付されていますことをご報告いたします。

続きまして、議案書の63ページをご覧下さい。3番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

それでは10ページにお戻りください。

続きまして4番、申請地は小曽根町地内の畑、面積1,041㎡です。 施設の概要は農業用倉庫用地で、農業用倉庫1棟延べ床面積378㎡です。 申請理由は、3番と同様です。農地区分は第2種農地で、備考としまして、 都市計画法29-1-2、農業用施設のため適用除外、農地法施行令10-2 農業の振興に資する施設 農業用施設です。

続きまして、議案書の65ページをご覧下さい。4番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番 9番 長谷川です。

3番、4番の案件ですが、これは個人名で申請されているということですか。農地所有適格法人が使用する倉庫を個人が建てて貸すということになってしまうと思うのですが。そういう場合の許可案件として、取り扱いがこのままでいいのか、法人と個人との間の賃貸借契約が結ばれているのかどうか伺いたい。

議長事務局、お願いします。

主幹 確認いたします。

9番 あえて言ってしまうと、このままだと「貸倉庫のための転用」ということに なって、農業用施設として取り扱いができなくなってしまうのではないかと 思うのですが。

法人を立ち上げる前ならいいのですが、すでに立ち上がっているので。

主幹 ただ今、申請書を確認いたしましたが、委員ご指摘の点について記載がありませんでしたので、保留いただいて、都市計画との同時申請になりますので、担当のほうで確認をして、再度お答えしたいと思います。

議長 ただ今の長谷川委員の質問に答えるための時間を要するため、3番、4番の 案件について保留いたします。

時間も限られていますので、先に進みます。

続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の11ページをお開き下さい。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明 いたします。

1番、申請地は大月町地内の田、面積1,573㎡です。

施設の概要は、駐車場及び資材置場です。

申請理由は、現在市内で土木建設業及び一般貨物自動車運送業を営んでいるが、車両を増やしたことにより既存の駐車場が手狭になったため、申請地を譲り受け駐車場並びに資材置場として利用したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法

6

5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の67ページをご覧下さい。1番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が68ページから75ページに載せてありますので ご覧いただきたいと思います。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は名草上町地内の田、面積1,345㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル288枚を480.96 ㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の76ページをご覧ください。2番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が77ページから82ページに載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は羽刈町地内の畑、面積1,157㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル300枚を498.48 ㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の83ページをご覧ください。3番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が84ページから88ページに載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして4番、申請地は羽刈町地内の畑、面積1,880 m<sup>2</sup>です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル460枚を764.33 ㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2

-2 他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の89ページをご覧ください。4番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告書が90ページから94ページに載せてありますので ご覧いただきたいと思います。

議案書の12ページをお開きください。

続きまして5番、申請地は大久保町地内の畑、面積1,377㎡ほか2筆、計1,492㎡です。

施設の概要は、植林用地でメグスリの木25本を植林するものです。

申請理由は、現在、佐野市内で不動産業及び健康品販売業を営んでいるが、申請地を譲り受け、メグスリの木を植林したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の95ページをご覧ください。5番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧いただきたいと 思います。

議案書の12ページにお戻りください。

6番、申請地は大沼田町地内の田、面積836m<sup>2</sup>です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル224枚を560㎡に 設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の97ページをご覧ください。6番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧ください。

議案書の13ページをお開きください。

続きまして7番、申請地は寺岡町地内の畑、面積239㎡ほか1筆、計374㎡です。

施設の概要は、駐車場用地です。

申請理由は、現在使用している駐車場が手狭なため、申請地を譲り受け駐車場として利用したいで、契約内容は所有権移転の寄付、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の100ページをご覧下さい。7番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧いただきたいと思います。

13ページにお戻りください。

続きまして8番、申請地は奥戸町地内の畑、面積575㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル211枚を343.93 ㎡に設置するものです。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

なお、隣接する宅地計224.25㎡と一体利用します。

続きまして、議案書の102ページをご覧ください。8番の調査書となって おります。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、103ページ に位置図と公図、104ページに土地利用務計画図が載せてありますのでご 覧いただきたいと思います。

13ページにお戻りください。

続きまして9番、申請地は島田町地内の田、面積500㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟で延べ床面積159.82㎡を建築するものです。

申請理由は、現在市外の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を借り受け住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第1 種農地、備考としまして、都市計画法34-14、線引前の親族の為の住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに貸渡人と借受人は親子となります。

続きまして、議案書の105ページをご覧下さい。9番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

議案書の13ページにお戻りください。

10番、申請地は頭町地内の畑、面積 309㎡です。

ここで先に51ページをご覧ください。本案件は先月、既に許可をしておりますが、譲渡人を二人に変更するため取り消しをしたいとの願い出があり、今月改めて申請が出されたものです。この取消願については後ほど説明いたします。

13ページにお戻りください。

施設の概要は、一般住宅1棟で延べ床面積113.30㎡を建築するもので す。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け 住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、 備考としまして、都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農 地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の107ページをご覧下さい。10番の調査書となって おります。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図 と公図が載せてあります。

以上よろしくご審議をお願いします。

先ほど保留した件は議案第3号がおわってから審議いたします。

本件は先に1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、12番 桐生委員の退席を求めます。

【午前10時10分 退席】

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番 4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の67ページをご覧下さい。

今回は5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書にもとづき まして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたの で省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申 請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請者が駐車場および資材置場として、利用したいと言うもので す。

転用面積については、現在利用している所有地が大型車の増車に伴い手狭 となり、新たに1、573㎡の面積が必要であるとのことでした。

土地の選定理由としましては、大月町の事務所所在地から近く、大型車の往 来が容易に可能な幅員のある公道に面し、旋回が出来る十分な面積が有るあ る等の条件の土地を探しましたが、条件を満たしている適地が申請地とのこ とでした。

申請地東側と北側は公道、西側は水路、南側は田になります。

申請地は砕石による盛土を行い整地をして、北側の公道より大型車の出入 りをし、東側の出入り口は従業員等の乗用車のみを計画しています。申請地西

10

議長

側に砕石や土砂を置き、その他は駐車場としてトレーラーやダンプ、重機を置きます。雨水対策は敷地内自然浸透との事で、特に豪雨対策として西側に設ける資材置場は駐車場より少し低くし勾配を付け集水する計画との事で周辺農地等への影響はないものと思われます。

事業費は、すべて自己資金で賄われることを確認いたしました。

また、安全対策につきましては、近隣に住宅を有し東側が通学路になっていることから、運行時の交通安全対策の徹底と申請地の周囲には立ち入りを禁ずるネットフェンスを設置し、出入口にもロープを張ります。騒音や振動、ほこり、排気ガスの臭いなどについても、長時間のアイドリングをしない事や特に早朝の運行の際には周囲に配慮の徹底を指導いたしました。

なお、東側の公道が通学路になっている事から、今回の申請にあたり地元の小学校には事前に事業説明を行い承認を得ており、西側にも水路があることから、豪雨などで砕石や土砂が流失しないようする事と車両や重機からのオイル漏れなどの不測の事態を想定しオイルマットの常備を併せて指導いたしました。

結論として、申請地は、大月町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、 転用の必要性と確実性が認められ、別紙(べっし)調査書(ちょうさしょ)の許可 基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしまし た。

以上で、報告を終わります。

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

### 【意見なし】

議長

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、桐生委員の出席を求めます。

【午前10時13分 出席】

議長 続いて、2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番 1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の76ページをご覧下さい。

今回は5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と申請代理人の出

席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、発電出力82.08キロワットの発電設備を設置しよ うと計画し、申請地に発電パネル枚数288枚が設置できる、1,345mmの 面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも土地を数ヶ所検討し ましたが、本申請地が適していたとの事でした。

太陽光発電パネルは整地のみで設置します。転用に係る事業資金はすべて 融資で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし、除草対策としては防草シートを敷設 し、年5回程度の草刈りを行う予定とのことで周辺農地への影響はないもの と思われます。周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機の往来 等の支障とならないように境界より内側に設ける事も確認いたしました。

なお、申請地内にはメンテナンス車両等が乗り入れ出来ない事から、荷物の **積み下ろし以外は現在の農地の持ち主の自宅に駐車をするとの事で、土地使** 用貸借契約書の確認もいたしました。

申請地東側は水路、西側は官地、南側は水路と道、北側は官地と道となりま す。

結論として、申請地は、名草上町西北部の第2種農地であり、申請人の実情 から、転用の必要性と確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしてい ることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

# 【意見なし】

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。 議長

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番はそのように決定いたしました。 続いて、3番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 森山委員。

5番 森山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の83ページをご覧下さい。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づき まして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたの で省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出 席のもと、聞き取り調査を行いました。

12

5番

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいと言うものです。

転用面積については、発電出力 90.00 キロワットの発電設備を設置しようと計画し、申請地に発電パネル枚数 300 枚が設置できる、1,157 ㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも、土地を数ヶ所検討したが本申請地が適していたとの事でした。太陽光発電パネルは整地のみで設置します。転用に係る事業資金はすべて自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸透とし除草対策としては年3回程度の草刈りを行う予定とのことで、周辺農地への影響はないものと思われます。周囲は安全対策としてフェンスを設置しますが、農耕機の往来等の支障とならないように境界より0.5 mから1.0 m程度内側に設ける事も確認いたしました。

なお、メンテナンス車両等は周囲の迷惑となる公道には駐車せず必ず申請 地敷地内に駐車する事と、工事の着工に際しては地元の住民や自治会等に十 分な事業説明を行い、特に大型車での運行時の河川や水路、公道への保全を含 め十分配慮をする事も指導いたしました。

申請地東側と西側は畑、南側は水路と道、北側は官地と道となります。

結論として、申請地は、羽刈町北西部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性と確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

### 【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第3号 3番はそのように決定いたしました。 続いて、4番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

13番 清水委員。

13番 13番 清水です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の89ページをご覧下さい。

今回は5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と申請人の出席の もと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

議長

議長

転用面積については、発電出力138.00キロワットの発電設備を設置し ようと計画し、申請地に発電パネル枚数460枚が設置できる、1,880㎡ の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも土地を数ヶ所検討し たが、本申請地が適していたとの事でした。太陽光発電パネルは整地のみで設 置します。転用に係る事業資金はすべて自己資金で賄い、雨水は敷地内自然浸 透とし除草対策としては年3回程度の草刈りを行う予定とのことで周辺農地 への影響はないものと思われます。周囲は安全対策としてフェンスを設置し ますが、農耕機の往来等の支障とならないように境界より0.5mから1.0 m程度内側に設ける事も確認いたしました。

なお、メンテナンス車両等は周囲の迷惑となる公道には駐車せず、必ず申請 地敷地内に駐車するように指導いたしました。

申請地東側と北側は道、西側と南側は畑となります。

結論として、申請地は、羽刈町北西部の第2種農地であり、申請人の実情か ら、転用の必要性と確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしている ことから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

## 【意見なし】

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。 議長

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 4番はそのように決定いたしました。

続いて、5番から10番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

赤坂委員。

14番 14番 赤坂です。

> 確認ですが、5番案件の受人ですが、記憶違いだと申しわけないのですが、 鵤木団地の北側の埋め立てで、葛生の人と無断埋立に関与していなかったで しょうか。

主幹 その件につきましては、事務局では特に情報は聞いておりません。

> ただ、仮に関連があるとしても別法人ですので、それを理由に不許可にする ことはできないかと思います。

よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第3号 5番から10番はそのように決定いたしま した。

続きまして、先ほどの保留案件の議案第2号に戻ります。

長谷川委員の質問に対して、回答をお願いいたします。

14

議長

主幹 それでは先ほどの長谷川委員のご質問にお答えいたします。

申請人は、農地所有適格法人に移行させてない耕作地が約12町程度ございまして、その分を収納するということで今回4条申請を受付したという経緯がございます。

長谷川委員のご指摘のとおり、法人の方も倉庫を使用することが十分考えられるため、法人との使用貸借契約書を提出するよう指導したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長 長谷川委員。

9番 自己資金ですか、借入ですか。

主幹 借入です。

9番 公庫ですか。

主幹 法人から借入です。

9番 農地所有適格法人から借りてですか。法人はそれだけ資金があるということですね。

主幹 法人も借入です。

9番 その場合、あとで問題になると思います。転貸になってしまいますから。

確実に来年からの申告も、12町分と法人分を分けて申告するかという指導が税理士からされているかどうかで、後で厄介になるので、公庫の場合、法人で借りて個人が建てる者に貸したとなると、そういう契約でないと全額返還になってしまいますから。

理屈はわかります。これで許可をして後で問題になるということが不安材料です。

農業用施設を建てることに異議はありませんが、名義が個人なのか法人なのか、再度確認をしたほうが賢明でないかと思います。

議長
それでは、確認をいたしますので暫時休憩といたします。

【午前10時30分 休憩】

議長 休憩前に戻って議事を再開いたします。

【午前10時38分 再開】

議長事務局お願いします。

主幹 事務局で内容確認をいたしましたところ、法人と個人との関係性が不明瞭 ということですので、これについては再度確認をしまして、来月再度上程をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 3番と4番がありますが、どちらですか。

主幹 両方です。

議長 それでは、議案第3号 3番および4番は保留といたします。

1番、2番について、再度意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第3号 1番および2番はそのように決定いたしま した。

続いて、議案第4号 農地所有適格法人の承認申請についてを議題といた します。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の14ページをお開き下さい。

議案第4号農地所有適格法人の承認申請について、ご説明いたします。

15ページをご覧ください。

申請人の法人登記簿となっております。申請人は市内に本店を有する農業 の経営を主な目的とする資本金300万円の株式会社で、今回農地所有適格 法人の承認申請が出されましたので、11月15日に開催された運営委員会 において申請人からの実情調査を行いましたが、書類に不備があったため再 度12月14日の運営委員会で協議をいただき、必要な条件を満たしており、 適格であるとの判断をいただいております。

議案書の109ページをお開きください。運営委員会の資料を載せてあり ます。109ページ右側と110ページに営農計画書、111ページから114 ページに定款、115ページから117ページに利用権設定申出書を載せて ありますのでご覧ください。

以上よろしくご審議をお願いします。

本件は運営委員会で調査しておりますので報告を求めます。

5番 森山委員。

5番 運営委員長の森山です。

農地所有適格法人の承認について、運営委員会の実情調査結果を報告いた します。

今回は、はせがわ農園株式会社からの農地所有適格法人の承認の申出に伴 い、平成30年11月15日、木曜日、午後2時から、運営委員4名で、申請 人出席のもと実情調査を行いましたが、資料に不備が認められたため再度提 出していただき、同じく12月14日の運営委員会で別添の申請資料にもと づきまして、再度書類審査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いた します。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は市内で昭和60年からイチゴ及び 米麦栽培を行っており既に十分な営農の実績を積んでいるが、以前から経営 の安定化を図るため法人化したいという希望があり、今回思い切って法人化 に踏み切ったという話を聞くことができ、営農に向けた強い意欲を確認いた しました。

結果として、運営委員会といたしまして、同法人が必要な要件を満たしてお り、農地所有適格法人として承認し、利用権設定も併せて承認したいと考えて います。

議長

5番

以上で、報告を終わります。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長藤生委員。

4番 4番 藤生です。

先ほどの案件の所有権の絡みで確認ですが、この場合、個人が所有していた トラクターなどが、会社のものになった場合は、譲渡になるのですか。

議長 暫時休憩いたします。

【午前10時42分 休憩】

議長 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

【午前10時44分 再開】

議長 ほかに何かございますか。

それでは、本件を承認することにすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように承認いたしました。

続いて議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の16ページをお開き下さい。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成30年12月28日公告分であります。

議案書の17ページをご覧下さい。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、70件で面積203, 532. 98㎡でございます。

続きまして所有権移転はございません。

はじめに貸借権設定についてですが、詳細が18ページから34ページに 記載されておりますのでご覧をいただきたいと思います。

なお、25ページの35番、26ページの36から39番、27ページの40番は、先ほどの法人が、農地所有適格法人に承認されておりますので、一般法人の表記を農地所有適格法人と訂正をしていただきたいと思います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に1番から6番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、7番 河内委員、 9番 長谷川委員の退席を求めます。

【午前10時50分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長
それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第5号 1番から6番はそのように決定いたしまし

た。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、河内委員、長谷川委員の出席を求めます。

【午前10時51分 出席】

議長

続いて、7番から70番を上程します。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、7番から70番はそのように決定いたしました。

ここで、次の議案説明の為、農政課職員の出席を求めますので、暫時休憩とします。

【午前10時52分 休憩】

議長

それでは休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

【午前10時53分 再開】

議長

続いて、議案第6号 足利農業振興地域整備計画の変更(案)に係る市長からの協議についてを議題といたします。

市当局の説明を求めます。

農政課

農政課の小櫃です。よろしくお願いいたします。

議案書の35ページをご覧ください。

第6号議案 足利農業振興地域整備計画の変更(案)についてご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づいた足利農業振興地域整備計画に おいて、農業用の利用を確保すべき土地として農用地区域を設定しています。 今回は、この農用地区域内における計画の変更についてです。

11月の申出受付分は、一般住宅の建築及び携帯電話基地局の設置に係る 農用地からの除外の2件で、農振法施行規則第3条の2の規定に基づき、農業 委員会に意見を伺うものです。

では、1番、一般住宅の建築に係る農用地区域からの除外です。

議案書の37ページをご覧ください。農振法第13条第2項に係る除外です。

除外後の用途は、一般住宅です。

申出地は、川崎町の県道佐野・太田線と渡良瀬橋川崎通りの交差点から東に250m、川崎町地内の畑、4,043㎡のうち420㎡です。議案書の38ページ目に位置図がありますのでご覧ください。おおむね中央部、申出地1と書かれているところから矢印が伸びている赤い部分が申出地となっております。

37ページにお戻りください。

申出理由は、土地所有者である申出者の孫娘、今回の事業計画者の居住する

住宅建築です。平成28年12月、事業計画者家族に第一子が誕生しましたが、子どもの成長を考えると、現在居住する桐生市のアパートでは狭小になります。

申出者の住居に申出者家族4名と事業計画者家族3名が居住することも検討しましたが、同居するには狭小であり、部屋も不足している状況です。よって住宅建築の必要性があると考えられます。

土地の選定については、市街化区域など申出者の居住地近隣で、農用地以外の土地を検討したものの、適地がありませんでした。また、申出者及び同居する申出者の子の所有地を検討しましたが、農用地区域の縁辺部に該当しないものや、集落接続が取れず、農地転用許可が下りないもの、除外後に乗り入れ口のない残地(農用地)が生じてしまうものしかありませんでした。

39ページをご覧ください。申出地は宅地等の農用地区域外の土地に2辺以上が接しており、スプロール化の恐れはないものと考えられます。

申出地西側に残る農用地については、既存乗り入れ口を活用するため、除外に伴う営農上の利用に問題はありません。また、申出地東側で隣接する畑については、その東側の畑と一体利用されており、1533番に乗り入れ口が確保されているため、西側と同様に、除外に伴う営農上の利用に問題はありません。

申出地の耕作者は認定農業者ではなく、農用地の利用集積に影響を及ぼすものではありません。

続きまして、41ページをご覧ください。生活雑排水は、公共桝を設置し既存の市道川崎町69号線の地下を通る市下水道へ放流するため、農業用排水路の機能に支障はありません。

乗り入れについては、敷地南側の側溝へ蓋をかける予定であり、道路河川保 全課と協議を行っております。

申出地は平成7年度に完了した圃場整備事業の受益地でありますが、事業完了後8年を経過しております。

以上のことから、除外はやむを得ないと考えます。

ご審議よろしくお願いいたします。

続いて2番、携帯電話基地局の設置に係る農振除外です。

議案書の44ページをご覧ください。

農振法第10条第4項に係る除外となります。

同項においては、公共性が特に高いと認められる施設、道路、電気、ガス、 水道、電波塔等は、農用地区域に含まれない土地としています。

県の手引きでは、これらの施設は、農用地区域のまま整備工事を行った後、 農振法において概ね5年に1度行うこととされている整備計画の見直しに合 わせて農用地区域から除外することとしています。

しかしながら、国の通達において、可能な限り事業着手前に農振除外の手続きを行うこととされていることから、今回、事業実施前に除外するものです。

申出者は、KDDI株式会社で、申出地所有者は堀江嘉子。申出地は迫間町地内の畑、面積654㎡のうち37.8㎡です。

位置につきましては45ページの位置図に記載しております。中央部申出地2から伸びている矢印の先の赤く記してあるところです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 藤生委員。

4番 藤生です。基本的なことののですが、1番のほうの案件で、スプロール化の問題なしとありましたが、スプロールとは何ですか。

農政課 ただいま質問のありましたスプロール化とは、虫食い状態ということです。 議長 ほかにございますか。それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議 ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第6号はそのように承認いたしました。

ここで農政課職員の退席となります。

【午前11時01分 退席】

議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法第5条の規定による許可の取消願について事務 局の報告を求めます。

主幹 議案書の51ページをお開き下さい。

報告事項、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、ご説明いたします。

1番、申請地は百頭町地内の畑、面積309㎡、施設の概要は一般住宅用地、許可の日付は平成30年10月26日、取消理由は譲受人変更のためで、取消の日付は平成30年12月3日です。議案第3号5条許可申請10番と関連する案件です。

以上、ご報告します。

ただ今事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

議長 それではご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規 定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第19回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前11時04分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年2月25日

足利市農業委員会

4番委員

11番委員